

第四十八回国会 通信委員会議録 第十六号

昭和四十年四月二十二日(木曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 内藤 隆君

理事 加藤常太郎君 理事 上林山榮吉君

理事 佐藤洋之助君 理事 志賀健次郎君

理事 安宅 常彦君 理事 森本 靖君

小沢 恵三君 金丸 信君

佐藤 孝行君 榎熊 三郎君

中村 寅太郎君 中山 榮一君

羽田武副郎君 本名 武君

南 好雄君 大柴 滋夫君

片島 港君 畑 和君

栗山 礼行君

出席國務大臣

郵政大臣 徳安 實蔵君

出席政府委員

郵政政務次官 服部 安司君

郵政事務官 浅野 賢澄君

(大臣官房長) 郵政事務官 宮川 岸雄君

(電波監理局長) 委員外の出席者

郵政事務官 高田 希一君

(電波監理局長) 規課長 藤木 栄君

郵政技官 藤木 栄君

(電波監理局長) 藤木 栄君

日本電信電話公 米沢 滋君

社総裁 日本電信電話公 秋草 篤二君

社副総裁

四月十五日

委員大柴滋夫君辞任につき、その補欠として松平忠久君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員松平忠久君辞任につき、その補欠として大柴滋夫君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十日

委員綾部健太郎君辞任につき、その補欠として羽田武副郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

○内藤委員長 これより会議を開きます。

議事に入るに先立ち、日本電信電話公社総裁及び副総裁より発言を求められておりますので、これを許します。総裁。

○米沢説明員 私、米沢でございます。昨日内閣より日本電信電話公社総裁に任命されました。もとより浅学非才、きわめて未熟でございます。また、公社といたしましていろいろ多くの問題をかかえておりますが、決意を新たにいたしまして、重責にこたえたいと思っております。何とぞ倍旧の御指導と御援助をお願いいたしたいと思います。(拍手)

これをもちついでいさつといたします。(拍手)

○秋草説明員 秋草でございます。昨日、大臣から日本電信電話公社副総裁の辞命を拝受いたしました。まことに身に余る光栄であり、感激のきわみでございますが、省みまして、責任のまことに大きいことを痛感しております。御案内により、全力をあげて総裁を補佐し、また、委員長をはじめ、先生方皆さまの御指導、御鞭撻、御叱正のもとに、責任を全うしていきたくと思っております。

ごあいさつ申し上げます。(拍手)

○森本委員 それでは、今度の電波法の改正について質問をいたしたいと思います。今回の電波法の改正は、ほとんど技術的な問題のみに集中をされておりますので、大臣からの答弁よりも、これはほとんど事務的な答弁が多いと思っております。そのつもりでひとつ答弁をお願いしたいと思います。

この間、電波天文業務という問題について、参事人いろいろお聞きしたわけでありましたけれども、今回のこの改正によりまして、電波天文業務を保護するために、今回の法律改正で第五十六条によって「無線局は、他の無線局」、ここから先が改正であります。これは「又は電波天文業務」云々と、こうなっております。これは電波天文業務、云々、この電波天文業務に対して、いわゆる混信その他の妨害を与えるというふうなものについては、どういふものがあるわけですか。

○宮川政府委員 電波天文業務が非常に受信の電波が弱いものでございますから、ほかから妨害を受けやすいものでございます。ただいま御質問の、どういふものから受けるかということにつきましては、電波天文業務と周波数帯を共用してしまふような業務、これは現在の規則等によりましてまだそういう周波数帯が相当ございます。それから隣接の周波数帯におきましても、受信機の性能その他によりまして、ある程度の混信を受けるといふふうに考えております。

○森本委員 具体的にちょっと説明願いたいと思っております。たとえばどこかの天文台に——この間東京天文台の台長ですか、ここにいられておったが、あそこで学術的にやっておられるということをやっておったわけですが、その場合に、その付近のどういふものが混信状態、あるいは妨害になるか、そういう点について、抽象的な問題でなしに、具体的にひとつ例をあげて御説明願いたい、こう思っております。

○藤木説明員 お答え申し上げます。

先日、天文台長からお答えがありました点は、三鷹地帯につきましては、主としていわゆる人工雑音が妨害するというところのお答えでございました。しかし、実際、混信ということになりますと、現在の三鷹付近では、いわゆるほかの無線局からの混信というものはそうないと思っております。しかし、具体的に混信があるとするれば、電波天文業務と同じような周波数帯を使っております。たとえば放送の中継であるとか、あるいはマイクロの固定回線といったものが対象になるかと思っております。

○森本委員 そういたしますと、この第五十六条の改正の三項、これはどういふものを郵政省令で公示することになるわけですか。

○宮川政府委員 ただいまの御質問は、指定に関する問題等の御質問かと思っておりますが、受信設備を保護いたさなければならぬわけでございます。この設備の設置の場所、それからそれ自体が持つております雑音、あるいは感度、あるいは選択度、あるいは空中線の型式というふうなものにつきましまして、やはり厳重な基準を設けてまして、たとえば内部の雑音が非常に高いのにそれを保護するということになりますと、これは保護ということとは非常にむずかしくなりますし、また感度等におきましても、特にこれは非常に弱い電波を受けるための高感度のものを持つていなければ、

保護を与えるべき基準には合格しないというふうにしていかなければならないかと思ひます。それから選択度等におきまして、これが非常に広範囲な、つまり選択特性があまりよくないようなものを持つておりますと、保護する場合におきましても、非常に不必要な保護というふうなことになるので、そういうような点につきまして、指定をしまして、基準をつくつて、そして保護していきたい、こういうふうなことを考へております。

○森本委員 これは非常に技術的な問題でありますので、最初に私が言つておる通りに、抽象的な答弁でなしに、実例を示しながらひとつ答弁を願ひたい、こう思ふわけでありませう。

そこで、本法が施行された場合、直ちに指定を受けるという受信設備というものは、これは大体どういふところにあるわけですか。

○宮川政府委員 電波天文業務は現在——この前御質問によりましてお答えいたしておりますが、それらのうちから、全部がこれを指定がされるというわけではございませんで、たとえば三鷹の東京大学天文台、あるいは国立博物館というところのものは、周辺がもうすでに都市雑音が相当高いところでございますし、そういうようなところを保護いたしますと、先ほど申しました基準というふうなものになかなか合致してこなくなるかと思ひますので、一応京都大学、新潟大学、平磯の電波観測所、名古屋大学というふうなものの設備というものが一応保護する基準に合致するかと思ひます。

これらのものにつきましては、それぞれの設置場所が非常にへんびといひますか、電波的にへんびなところにごさいまして、これらのものにつきましては、それを指定いたしました守ることによりまして、ほかの無線設備というふうなものとの均衡上、それほど大きな影響もないし、また電波天文業務として守つてやらなければならぬ、こういうふうな考へまして、その四力所ぐらいを考へております。

○森本委員 そうすると、三鷹の天文台とか、あ

るいは国立博物館というふうなところのいわゆる電波天文業務についての保護のしようはないというわけですか。

○宮川政府委員 これは行政的には、たとえば今後その周辺に出てまいりますところの無線局に対して、やはりそういう業務があるならば、ある程度のことを考へまして、非常に妨害を及ぼし、その無線局をそのそばに置くというふうな場合におきまして、いろいろわれわれが行政指導によつて保護するといふことはできるかと思ひますが、その指定基準に合致していませんと、この法律に基づくところの保護はできないことになる、そういうふうな次第でございます。

○森本委員 この法律による保護は、やはり「無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の郵政省令で定める受信設備で郵政大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならぬ」というふうな運用に運用しなければならぬ。このようにいうことになっておるわけですから、たとえば三鷹の天文台においても、国立博物館のものにおいても、その付近にそういう無線局があるとするならば、それはどつちかを除去するなり、あるいは混信がないようにいふことを、この条文ではうたつておるわけじゃないのですか。

○宮川政府委員 先ほど申しましたような諸条件を一定の指定基準といたしまして、その指定基準に合致しているものだけを保護するという形になりますので、それからはずれていくものは保護できないという形になるわけでございます。

○森本委員 それではもう一べんその指定といふのを言つてくれませんか。

○宮川政府委員 私のほうで一応考へております指定基準というふうなものは、大体その受信業務自体が非常に公共の福祉のため必要不可欠なものである、電波天文業務というものをほんとうにそこでやっているとすることが必要でございますが、その受信設備の設置場所といふものが、そこを保護することによりまして、その周辺におきま

すところの一般無線の利用というのに対しまして、非常に大きな制限を与えるというふうなことになると思います、やはりその点につきましては、公共の福祉といふことを考へて、その設置場所に対する基準をつくつていかなければならないと考へております。つまり周辺におきまして非常に無線設備がたぐさん使われていかなければならぬといふような、町のまん中等におきまして、電波天文業務をやるのだという場合に、それがどうしてその場所でなければならぬという理由があれれば別でございますけれども、それがほかの土地に移してやれるというふうな場合におきましては、やはり両方考へましてその設置場所といふものをきめていかなければならぬと思ひます。また、その周波数が、当然電波天文業務といふもの、あるいはそのほか宇宙業務であるとか、通信衛星の受信設備であるとか、そういうような周波数を確実にそこで受信するものであるといふことも当然な条件になつてまいりますし、それから感度が非常に低いという受信機でなければ保護しない、あるいは選択度等におきまして、この電波天文業務の電波だけを確実に選択することのできるような受信設備を持つていふことをまず基準としてきめておいて、それだけを保護するといふことにならなければならぬと思ひます。また空中線の型式その他におきまして、やはり保護してもしらうからには、当然空中線の型式その他も指向性あるいはマッチングといふようなものに最大限に努力しているといふことを前提の上におきまして、それを保護している、こういうふうな考へておりますし、場合によりまして、そのアンテナの角度というふうなものにつきましても、全然アンテナの角度を横に向けてしまつたといふような場合においても、なおかつ保護するかどうかといふことにつきましても、やはり電波天文として必要な角度にアンテナが向いていふ場合、それを保護するといふようなこと、それなどを一応の基準として先生の御質問にお答えできるかと思ひます。

○森本委員 わかりました。そういういたしますと、この保護規定というのは、あまり保護をする必要がないところを保護するのであつて、実際には保護しなければならぬところは何かとあらぬ、こういふことになるんではないですか。たとえば町のまん中の天文台においてやつておる、それを実際には保護しなければならぬ。ところが、それを実際に保護するといふことになつた場合には、その他の放送局あるいは固定局、そういうものについての制限を加へなければならぬ。しかしそういうところは実際にはできない。だから、たとえば新潟とかあるいは京都とか言ひましたが、そういうところの電波天文業務というものは、おそらくそういう隣接の無線局にあまり関係がない山の中とか、なるとかにかゝらうと思ひます。そういうところは、そう保護しなくとも実際にはやれるのではないか。実際には保護しなければならぬところは、しかし現実には保護はできないといふことになるんではないですか。

○宮川政府委員 先生の御質問の御趣旨もよくわかるわけでございますが、われわれもいたしまして、この電波天文業務を保護するといふ場合におきまして、そのためにいま先生の御質問になつたようなことが起こるというところにつきまして、いろいろ考へたのでございしますが、先ほど申しましたように、一般の無線といふことも当然考へた上で、それとの公共の福祉上の判断といふものは、やはりある程度必要かと思つております。ただ、へんびなところにあるから、絶対にこれはおいてよいというわけではございせん、やはり共用周波数というものが遠くのほうから飛び込んでくるという場合におきまして、それを守つてやらなければならぬ、また、先ほど申しましたように、当然無線局の根本基準によりまして、われわれ今後新しい無線局をその周辺に置きましますときにおきまして、こういう法律の精神に沿つたような考へ方において新しい無線局の設置といふことを考へていく。いま申しましたようないろいろなことを考へながら、電波天文業務が、

どうしてもその場所でもって、ほかに動かさないで、しかもそこでもって守らなければならないという場合におきましては、この法律の精神によつて、先生の御指摘のような場合につきましても守つていくようにしたいと思つております。

○森本委員 まあ、これはないよりあつたほうがましだということ、五十六条が今回改正があつたほうがましだということとはよくわかりませんが、しかしこの五十六条によつて完全に電波天文業務というものが保護されるということではないというところが、今の答弁で大体わかるわけであります。ただ、現在全然妨害がないというところの電波天文業務、そういうところに新しく隣接して固定局とかあるのは無線局ができるという場合には、この法律の条項が適用されるという概念が大体わかつてきたわけでありませうけれども、実際はこの間來られた天文台長の方も言つておられましたが、相当なところでも人工雑音が多い。だからあつたところを保護するなり、あるいはまた、三鷹の天文台というものが必要であるとするならば、もっと雑音のないところに国費でもつて移転をするなら移転をする、こういうことを考へていかないと、電波天文業務の実際の保護にはならないと考えるわけであつて、そういう点は、これは電波監理局長の仕事でなくして、そこから先は国務大臣である郵政大臣の仕事になるわけですが、いまの質疑応答を聞いておつて、大臣、私、この間も言つたように、こういう点については、文部省あるいは郵政省というものがよく協議して、もっと実際に電波天文業務というものを電波法によつて保護するという立法精神であるならば、そしてどうしてもそういうところはしかたがないところには、移転をするなり何なりしていかねば、実際の電波天文業務の保護にはならぬ、こういうことになるわけであつて、この間大臣も、そういう点については十分御処置しますという回答があつておられますが、この問題については、本格的に検討して、日本の科学技術の進歩発達のためでありますから、そういう点について

ては、ひとつ大臣は、今後政治的な手腕を発揮していただきたい、こう思うわけでございますが、重ねてこの点について大臣の答弁を求めておきたいと思ひます。

○徳安国務大臣 先般お答えいたしました趣旨は、今日も変わっておりません。御趣旨によりまして、できるだけ努力を払いたいと思ひます。なお、先般お話しになりました、各関係役所で話し合いをして、統一のある電波に対する研究等もしたらどうかというお話でございますが、さつそく文部大臣とも話をいたしましたして、近いうちに主管大臣、各関係の大臣が寄りまして、そして話し合いをつけて、下のほうにおろそうという話し合いをいたしております。そうした面について、可能な面から着々話し合いをして、役所同士でも、なわ張り争いをいたしまして、あるいはまた重複した研究をしないように、協力し合うような体制を早く確立したいと思つております。

○森本委員 それから、事務的な問題であります。この保護措置によつて、固定局の開設とか再免許、移動局の運用地域というふうなものについての制限は、当然出てくると思ひますが、これは当てはまりますか。

○藤本説明員 お答え申し上げます。

実際に受信設備の届け出がございまして、それが条件に当てはまるということであれば、それがこちらで認めるわけでございますが、そうした場合に妨害するといふことがあれば、それは当然許可いたさないという形になると思ひます。

○森本委員 具体的に聞きたいと思ひますが、本法がもし施行された場合に、直ちにそういう問題が起こつてくるようなところはありますか。

○宮川政府委員 現在までに免許されておりますものにつきましては、経過規定等を置きまして、一応、直ちにそれを変えるというふうなことなく、実際に起こりました混信その他の問題でも起こりましたならば、何とか解決できる手段があるかと

うかをよく研究いたしましたして、そういうような行政指導を行ないまして、なおかつ、どうしてもその無線局がそばにあった場合においては、ぐあいが悪いというふうなことになるかもしれません、それがもしこの基準に該当して、当然これはその受信設備を保護しなければならぬ、それはこういうふうなためにこういうものが妨害しているんだという場合には、再免許のときに処置をいたします。

○森本委員 もっと質問に具体的に回答を願ひたい。それはいまあなたが言つたように、附則の二項に一つの経過期間があるわけですが、経過期間があるけれども、実際にこの法律が施行された場合に、この保護規定に当てはまる設備があるかどうか。あなたがこういう法律の改正案を出すならば、すでに新編とか京都とかというところについては、すでにならぬ状態であつて、その付近にどういふ無線局があつてどういふことであるかということ、これは調査済みのはずなんです。本法が確かに当てはまるなら、この附則の二項には経過措置があるわけですが、経過措置があるわけですが、現実の問題として、この電波法が施行された場合に、この保護措置に当てはまり、規制をせられるような受信設備といふものが現在あるのかどうかというところを聞いておるわけですか。

○藤本説明員 現在あります無線局を制限するといふことは、直ちにございせん。ただ、今後同一周波数帯を使用いたします無線局、あるいは周波数帯に非常に近いところで運用される無線局が申請された場合は、具体的に検討いたしまして、たとえば電力を制限するとか、あるいは、その場所不適当だから、それをほかに移せという勧告をするとか、そういう場合はあると思ひます。

○森本委員 そういたしますと、重ねて聞いておきますが、現在、いま直ちにこの保護措置を行なわなければならぬ無線局はない、しかし、将来は出てくるかも知れぬ、そのためのためにこの保護規定といふものを設けた、こういうことですか。

○藤本説明員 そのとおりでございます。

○森本委員 そういたしますと、次の条項に進んでまいりたいと思ひますが、次は、六十四条のいわゆる沈黙時間の問題であります、これはどういふわけですか。第六十四条がこういう形に変わつたわけですか。

○藤本説明員 お答え申し上げます。

六十四条は、今回「安全通信を送信する場合は、この限りでない」という条項があるわけでございますが、この安全通信といふところがカッコを設けて、(通報の部分を除く。)(というカッコをつけたわけでございます。これが変わったわけでございますが、第一沈黙時間の最後の二十秒間に安全通信をする場合はこの限りではないということになつてゐるわけでございますが、この第一沈黙時間と申しますと、いわゆる安全通信のための五〇〇KCという周波数の発射でございます。これは、御承知のように、遭難通信、あるいは緊急通信といったものために五〇〇KCの電波の発射をなるべくあけまして、そういう通信が十分にできるやうにこういう沈黙時間というものを制限してきただけでございますが、実際の国際無線通信規則というものにおきまして、沈黙時間の最後のところと呼び出し事項といった点も送信できるやうになつておられますので、従来あります第一沈黙時間に、通報以外の部分、たとえば緊急信号であるとか、安全呼び出しあるいは準備信号といったものもやつてもよろしい、しかもこれは非常に短時間でありまして、最後の二十秒間にそういうものを送信していいというふうな改正しようというわけでございます、それによりまして実際の通信が合理的かつ能率的にできるという点がねらいであるわけでございます。

○森本委員 この安全信号といふのと安全通信といふのはどういふ違いがあるのですか。

○高田説明員 お答えいたします。

安全信号と申しますのは、安全通信を行なう際に前置する信号でございます。T T Tというものでございます。安全通信と申しますのは、安全信号を前置いたしまして、安全通報を送りますも

のすべてを含めまして安全通信と申しております。

○森本委員 もう一べん言ってくれませんか。

○高田説明員 安全通信と申しますのは、法律五十二條に定義がございますが、船舶とか航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な通信の初めのほうに置かれます信号が安全信号であります。それは電信の場合はT T Tであります。電話の場合はセキユリテとか警報ということばを前置するわけであります、これが安全信号であります。

以上であります。

○森本委員 そうしますと、五〇〇K Cの発射というところ、呼び出し事項まで新しく認めることになつてゐるわけでありまして、これはどういうことになるわけですか。

○高田説明員 呼び出しも安全通信の一部であります。

○森本委員 そういたしますと、その次の条項であります、航空局及び航空機局に対して、海岸局、あるいはまた船舶局の第一沈黙時間に関する規定を準用するということになつてゐるわけでありまして、この理由はどういふ理由ですか。

○高田説明員 このたび、従来第二沈黙時間に関する規定は、海岸局及び船舶局に第二沈黙時間に関する規定が設けられておりましたが、これが航空局、航空機局つまり航空移動業務についても準用することとしたと申すわけでございますが、この第二沈黙時間と申しますのは、いわゆる国際

避難周波数であります電話の二一八二K C、それから電信の二〇九一K C、こういうものの発射が制限されている時間でありまして、航空局、航空機局におきまして、二一八二キロサイクルといった海上移動業務用の避難周波数をつけているものが、最近、ここ十年間にだんだんふえてまいりましたので、これについても準用いたしまして、避難の場合に備える必要を認めたわけでございます。

○森本委員 それから次の第七十四條の二の「非常の場合の通信体制の整備」という項が新しく出ておるわけでありまして、この非常の場合の通信のいわゆる実施体制というものは、現在はどうなつておるのですか。

○宮川政府委員 現在の場合におきましては、郵政大臣が行政指導をいたしまして、非常無線通信協議会というものを結成しております。その結成しております協議会のメンバーといたしましては、無線局の免許人、特に官公庁等でございますが、建設省、運輸省、警察庁、海上保安庁、気象庁、そのほか国鉄、電電、NHK、電力会社、それからさらにアマチュア無線局関係も入っておりますが、それらの無線局の免許人のほかに、非常災害におきましますところの災害の対策機関、いわゆる都道府県であるとか、日本赤十字であるとか、中央防災会議の事務局であるとかいうようなもので、そういう協議会を結成いたしまして、ふだんから非常通信の体制を協議いたしております。こういう場合には、こういう場合には、いわゆる運用計画の作成であるとか、できれば通信訓練というよりなもので実施してございまして、それを実際のときにそのまま実行に移すというような形で現在運用をはかりつております。

○森本委員 そういたしますと、現行の非常の場合の無線通信の第七十四條の一項を発動したことがいまだありませんか。

○宮川政府委員 いままでは発動したことはございません。

○森本委員 これは一回もありませんか。

○宮川政府委員 一回もございません。

○森本委員 「地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他」——暴動はありませんが、地震、台風、洪水などというものは、いまだに相当あつたわけですが、そういう場合に発動したことはないわけですか。

○宮川政府委員 非常の場合には、免許人自身が自主的な形でもって行なうことができるように、五十二條の四号に非常通信という規定がございます。

して、ただいま御説明いたしましたような計画がございまして、それに基づいて自主的にやつておられます。また、郵政省のほうから命令をしなればならないような事態に立ち至つたことではないわけでございます。

○森本委員 これは立ち至つたことではないことはいずれです。はつきり言うと、去年の二十号台風のときなんか、通信が全く途絶してしまつて、電電公社の通信もだめだといふことで、一般のアマチュア無線が非常に協力をして、そして通信体制ができたという経験があるわけであつて、そういう場合に、郵政大臣がある一定の地域に対して、この第七十四條の二の項を発動すれば、総合的に通信ができたといふことを私は考えておるわけですが、たとえば新潟の震災のときにしても、やはりこういう条項がある以上は、発動してもいいのではないかと、私はこう思うのですが、これは大臣どうですか。

○徳安国務大臣 お説のとおりです。ただ、従来の考え方が、なるべくそれを発動しないで、先ほど局長が申されたように、自主的に協力するといふ体制が一方の法律でできておりました、それを運用しておるといふ形で従来経過しておつたようでございます。しかし、今後におきましては、いまお話しのように、そういうものとあわせ考え運用すべきだと考えております。

○森本委員 幸い今度の改正において、要するに「郵政大臣は、前条第一項に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。」——こういうことになつておるわけですが、この改正は非常にいいと思つておるわけですが、ただ、ここで特に私が言つておきたいと思つたことは、たとえば日本全土に非常問題が起るといふ場合は、むしろこれを発動しなければならぬものを、局地的に起こつた場合でもこのものをどういふふうに取り扱うか。たとえば九州、地方の鹿児島、宮崎なら鹿児島、宮崎方面に台風

関係で非常措置が起きた。そういう場合にはどういふ非常通信訓練を行なつておかなければならぬか。あるいはまた、四国地方に局部的に起こつた場合はどうか、あるいは北海道に局部的に起こつた場合はどうか、この第七十四條の今回設けられた項でやつておいたほうが、この法律条項がより効果的になる。そういう訓練の方法あるいは計画といふものを、今後平生からぜひやつておいてもらいたい、こう思うわけでありまして、その点ひとつ局長から御答弁願ひたい。

○宮川政府委員 確かに先生の御指摘のように、今後、この条項等がございまして、よりいまだでより広範な地域、または重大な場合等におきましますところの通信計画の作成といふことも、円滑に行なわれるかと思つたので、御趣旨のような場合を想定いたしましたところの通信計画の作成、通信訓練の実施といふようなことも、今後ぜひやつていかなければならないと思つたので、またそういう場合におきまして、どうしても単に自主的な形で行つていたのでは間に合わないといふ場合におきましては、この第七十四條の発動といふことも考えていかなければならないかといふ考え方をしております。

○森本委員 ちょっとお聞きしますが、第七十四條の二項の新設にあつて、これに対する予算措置は講じておられますか。

○宮川政府委員 いままで、十分ではございませんが、非常無線通信協議会といふものの会議の開催その他に対する予算措置は講じてございまして、ただ、この発動いたしました場合における実費弁償のほうの予算措置は講じてございせんが、確かに先生のおっしゃる通りに、今後こういうものの通信訓練の実施といふようなことを考えていくとすれば、当然、そういうものの費用につきましても、省として考えていかなければならないかと考えます。

○森本委員 この非常無線通信といふのは、いままでの第七十四條によつて、その協議会というも



士、要するにこの四つですか。

○宮川政府委員 そのとおりでございます。

○森本委員 そこで、この特殊無線技士、電信級アマチュア無線技士、電話級アマチュア無線技士のいわゆる仕事の内容をひとつ説明してくれませんか。

○藤本説明員 お答え申し上げます。

特殊無線技士のほうは、中に五種類ございまして、リーダー級と無線電話甲というのと無線電話乙、それから多重無線設備、それから国内無線電信と、五種類ございまして。

リーダーのほうは、御存じのように、いわゆるリーダーの操作をする仕事をやっておる者です。

それから特殊無線技士の無線電話甲と申しますのは、これは主として船舶のほうの、大体電力は十ワット以下で、周波数としまして、一、五〇〇キロサイクルから四、〇〇〇キロサイクルまで、いわゆる中短波と申しますか、そういった周波数の範囲の操作をする人たちが大部分でございます。

なお、特殊無線技士の無線電話乙と申しますのは、陸上移動の關係が主体でございますして、たとえば警察のパトロールカーであるとか、そういったものを操作する人たちに必要な資格でございます。

なお、多重無線設備のほうは、電電公社でありますとか、あるいは警察あるいは電力会社等におきましていわゆるマイクロの多重通信を行なう人たちの資格でございます。

それから国内無線電信のほうは、いわゆる陸上に開設する無線局、国内の固定通信が主体であると思ひますが、これも電電公社であるとか、警察であるとか、その他国内の無線電信、まあ主として短波を使うわけでございますが、そういった操作をする人たちのための資格でございます。以上がいわゆる特殊無線技士でございます。

それから、初級のアマチュアは電信級と電話級がございまして、これはいずれも電力が十ワット以下の非常に低い電力でございますして、しかもま

た周波数は、二一メガサイクル以上あるいは八メガサイクル以下という範囲でございますので、主として国内しか通信ができない程度の資格でございます。

以上でございます。

○森本委員 そこで、今度のこの新しい法律にありまして、この「無線従事者の養成課程で郵政大臣が郵政省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者が郵政省令で定めるところにより当該養成課程に係る資格の免許を受ける場合は、この限りでない。」これで免除しておるわけでありまして、この内容をひとつ説明願ひたいと思ひます。

○宮川政府委員 養成課程を、やはり一定の基準を設けてこれを認定いたしまして、その養成課程の終了者に対しては、試験によるものの代行をしようというございまして、したがひまして、この養成課程におきまして基準というものは、相当厳正にしていかなければならないと思ひますが、それにつきまして大体いま考えておりますことが申し上げまして、まず養成課程の実施主体が一番大きな問題だと思ひます。実施主体につきましては、営利を目的としないような団体にやらしていただくことがこの法律の趣旨ではなからうか。現在でも、こういうような対象になつております下級と申しますか、その従事者の実際の講習というものが、営利を目的としない団体にやって行なわれている実情もございまして、養成がなるべく広い範囲でもって、しかも現地でできるといふようなことがいいことかと思ひますので、そういうような点なども勘案しまして、実施主体に対しては基準を設けていきたい、これが一つでございます。

それから次に、その養成の場合の講師でございますが、これも当然に無線従事者の資格を持つとか、あるいは経歴があるとかいうことで、講師としての資格というものを十分定めていかなければならないと思ひます。

それから教材でございますが、その教材であるとか設備であるとか、そういうようなものに対しては、まことに当然その内容に対しては――まあ現在の資格を得るに必要な知識、技能を修得するに必要で十分だといふものでなければならぬと考へますので、当然その科目であるとか、あるいは授業時間というふうなものにつきまして、基準を設けていかなければならないと思ひます。

それから修了の証明というものにつきましても、その養成課程に対しては、確実に所定の技能、知識を修得したということ、養成課程に対しては完全にそれを履修したということの証明がされなければならぬかと思ひますが、以上のようないふことにつきまして、その養成課程に対しては基準を設けていきたい、なんなふうに考えております。

○森本委員 抽象的なことはそれでよくわかりますが、具体的にこれのいわゆる郵政省令というものは、大体原案ができていますか。たとえば、どういふふうな講習を受けさせますか、そしてその講習科目がどの程度であつて、それから、いま局長は期間を言わなかつたけれども、期間はどの程度で、何時間単位で、そしていふゆる資格ができるか。これはこまかいことになるわけですが、しかしこれを受ける者にとつては非常に重要なことでありますので、この法律を審議して、この法律が通つた場合には、そういうことは全部省令で定めるわけでありまして、その省令の内容というものは、一応構想ができておるならば明らかにしておいてもらいたい、こういうことです。

○宮川政府委員 科目、授業時間というふうなものにつきましても、一応の原案はできておりますが、なお、いま少し検討の上最後の形を固めたいと思つております。たとえば電信級のアマチュア無線技士でありますならば、当然電信に関する電気通信術、国内法規、無線工学、こういったようなことが科目というふうになりますし、授業時間等におきましても、それぞれ少なくとも二十時間前後のものは受けるというふうなことにしてございまして、そういうふうなものにつきまして、原

案はできておりますが、検討を重ねていきたいというふうに考えております。

なお、主体につきましては、現在もそれぞれこの特殊無線技士等におきましては、地方の公共団体あるいは漁業協会というふうなところでやっておりますので、そういうふうなところがやっておりますものにつきましては、これはいま申しました基準に合つてくるものも当然あるので、そういうふうなことも考えたいと思つておりますし、またアマチュアにつきましても、現在、アマチュア無線連盟というふうなものもございまして、そういうふうなものなども一応考えの中に入れていふような次第でございます。

○森本委員 どうも答弁がちょっと抽象的ですが、それによつて、実態はこの法律の改正によつて、そういう点は全部郵政省に白紙委任になるわけですが、はつきり言うところ。だから、本来ならば、そういう省令の内容というものは、一通りこれで説明ができるという形になつておいてもらいたいわけですが、しかし、いま局長が、まだ検討中であるといふことであるので、あえてそれは追及いたしませんけれども、これは、後ほどこの案がでたき上りましても、事前に委員会なり委員には、ひとつ先に見せていただきたい。そうして、それに対して、やはりこの法律の条項に合つていふかどうかといふことについては、われわれとしても意見を申し上げたい、こう思つておられますので、きょうこの場でこの問題をさらに追及はいたしませんけれども、実問題としてこれは白紙委任になつてしまふので、そういう点の省令については、後ほど検討されて、そうして実施に移す段階の前にひとつ御提示を願ひたい、こう思つたわけですが、どうですか。

○宮川政府委員 機会とか手続とかといふことは別といたしまして、御趣旨に沿うよう、できる限りこの実際の基準等ができました場合には御説明いたしたいと存じます。

○森本委員 この法律の改正にありまして、この問題はこれで一応質問を終わるわけですが、残さ



れたところは、結局この一級、二級、三級の無線通信士の問題であります。これは先ほど局長も答弁されましたように、一級、二級、三級については非常に合格率が悪い。これは極端に悪いというふうになっておるわけでありまして、これは郵政省の六級試験あたりとあまり変わらぬくらいな合格率になっておるわけでありまして、そうすると、たとえば官庁であるとするならば、将来本省の局長クラスくらいになれる人でなければ、とても一級、二級、三級の試験は通らない。合格率から言うとそうなるわけでありまして、非常にむずかしいわけでありまして、一体この合格率の低いというこの理由はどこにあると考えられておられるのですか。

○宮川政府委員 合格率が高いか低いかわかりませんが、御指摘のように一級、二級は航空級と比較して、ある程度低いとございます。先ほど申しましたアマチュアなどから低いわけでございますが、合格率の問題は、当然受験者の学歴と業務程度と問題との関連かと思ひます。問題等につきましても、やはり、それが直ちに事務についた場合におきまして、人命の安全等に関係のあることとございします。やはり業務遂行上必要なものでなければならぬという観点に立つての問題の出題を出しておられますが、不必要にむずかしい問題を出しておるつもりはございません。そういう点で、問題自身は、一級、二級ともなれば相当高度の問題になることは考えられますが、ただ、それを受ける者が、学歴、年齢、そういうものの制限を加えていない、だれでも受験ができるというところが、この場合におきましますところの一つの合格者が低くなっている理由かと思ひます。

それから、これは多少現状における理由かとも思ひますけれども、学校等におきまして、当然その卒業生が受け入れられるような、そういう卒業生が、この資格を受けないでもってほかの関連産業その他に行ってしまうというこのために、優秀な人が受験しないというこのことも、合格

率を低くしている理由の一つにもなっているんじゃないかというふうなことを考えております。

○森本委員 いろいろ局長が申されましたけれども、これはやっぱり試験があまりむずかしい過ぎることも一つの大きな原因であらうというふうに考へておるわけですね。私は電波監理局長が一級の試験を受けて合格するかどうかあやしいと思ひ、はつきり言つて、実際問題として、だから、非常にいまの試験がむずかしい試験制度になつておる。せつかく正規の無線の学校を出ておつても、なかなかむずかしいということになつておるわけでありまして、私が前から言つておりましたように、実際問題として、要するに三級の資格を持つておる者は、当然二級、一級の実際の仕事をできるわけでありまして。だから、この三級の者がある程度選考試験によつて二級に、二級の者がある程度選考試験によつて一級にという道を開かなければ、なかなか一級無線通信士の今後の需要にこたえていけないのじゃないかということが非常に懸念をせられるわけでありまして、そういう意味で、いままでもある程度そういう場合には、試験の科目を免除してきておつたという形もあると思ひますが、それをひとつ具体的に説明を願ひたいと思ひます。

○藤本説明員 お答え申し上げます。現在まで免除の方法といたしまして、いわゆる学校認定による免除と実務経験による免除と二通りあるわけでありまして。たとえば、一級無線通信士を例にとりますと、特定の資格を持った学校を卒業した者に対しては予備試験を免除するとか、あるいは電氣通信術を免除するとか、あるいは英語を免除するとか、そういうことをやつております。

し、さらに本試験におきまして電氣通信術を免除し、さらに国際航路に従事しておる人に対しましては地理も免除する。したがしまして、二級の人が一級の試験を受ける場合は、試験の科目としましては、国内と国際の法規と英語といふ技術関係の無線機器であるとか空中線、測定、そういうものの受験するというものになつておるわけでございます。

○森本委員 三級の者が二級を受ける場合にそういう特典はないのですか。

○藤本説明員 お答え申し上げます。現在三級の通信士の資格を持つておる人が二級を受ける場合には、いわゆる予備試験をやはり免除いたしました。すなわち一般常識と無線工学の基礎は免除いたしました。それからさらに電氣通信術を免除いたします。したがしまして、三級の人が二級通信士を受ける場合、実際に試験を受けなければならぬ科目は地理と国内、国際の法規と、それから無線機器とか電波伝搬等の技術的な問題だけでございます。

○森本委員 最後に、私は大臣に要望しておきたいと思ひますが、いま通信部長が答弁されておりますように、三級あるいは二級の者が、それぞれ上級のものを受ける場合には、ある程度の免除をしておるというところはわかりますけれども、本来ならば、これは戦前にもありましたように、選考試験というふうな簡単な試験によつてこれを上級に近づけるというのをやつてもいいと思ひます。思つておるわけですね。しかし、現在の国際的な条約その他において、その他の国家試験という点から考えまして、国家試験を全部排除することはなかなか法律上むずかしいらしいのですが、しかし、いま無線通信部長が言いましたように、ある程度の科目を免除していつて、そうして実際には選考試験と同じような形に持つていくことは技術的に可能性が出てくるわけでありまして、そういう点を十分考慮しながら、実際の三級なり二級の実務経験者というものをかなり優遇をして、そして上級の試験に合格ができていくような措置を、い

ま少し大臣のほうでも検討願ひたい。そういう方向に前進ができていくことを全国の無線従事者は望んでおるわけでありまして。実際問題として三級の資格をとつて漁船に乗り込んでおつて、そして二級をとうとういたしまして、現実に勉強する機会がなかなかないわけでありまして。ところが、無線の実務を持つておる人は、一級の仕事をやらせても完全にできるわけでありまして。ところが、肝心の試験を受ける、勉強する機会がないのでなかなか通らない。こういうことがいま実情としてあるわけでありまして。

そこで、一級、二級について、いま言つたようにある程度の試験科目を免除していつていくことを聞きまして、それをさらに前進をさせまして、国家試験そのものを全部なくすることは、現行法律上非常にむずかしい。しかし、それが何らかの形において、そういう試験が合理化せられていつて、実際には選考試験と同じような形になるようにぜひ御努力を願ひたい。こう思つておるわけでありまして、その点を最後に大臣に聞いておきたいと思ひます。

○徳安国務大臣 お説のような点につきましては、過去においてもぜひ研究していつておるようでありまして。お説を承つて、なるべくそういう線に近づけるように努力をいたしていつておるようでありまして。先ほど部長から説明いたしましたように、国際的な問題もありまして、また、一定の基準より低下するようになると、安全なものとつくりまして、いかんという危険なようなものもございますので、いろいろ勘案して、可能な限り今日では省略していつて、そのものも一方向差しかえないのだという結論が出来ますれば、なるべくそれに近づけるよう努力は、今後も続けてまいりたいと思ひます。これは研究をさせていただきます。

○森本委員 これは研究でなくして、理由がわかつておるわけでありまして、ひとつ十分にその実施段階に移すように大臣のほうで御検討を願ひたい、こう思つておるわけでありまして。

それから、さらにもう一つ大臣に要望しておきたいと思ふことは、これは大体電波監理局だけの仕事ではないわけであり、養成機関についてはやはり文部省の所管事項であります。それから船員としての所管事項はやはり運輸省の海運局にある。そういうところも、郵政省、文部省等のこの方面における連絡が案外スムーズにいつていないところがあるやに私は側面的に見るわけでありまして、無線通信士の今後の養成については、文部省あるいは運輸省、この二方面とも郵政省が主導権をとって十分に連絡をとられまして、この合格率が多くなつて、無線通信士が大量に需要にこたえることができるように、ぜひとも大臣という立場においてお願いをしたいということを重ねて申し上げておきますので、それに対する大臣の御回答を願つておきたいと思ふます。

○徳安国務大臣 文部大臣あるいは運輸大臣等、これに関連する主管大臣ともう一ぺん會議を開きまして、そうしたところにつきましては御趣旨に沿うように努力したいと思ふます。

○森本委員 これで終わります。

○内藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○内藤委員長 これより討論に入るのでございすが、討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

電波部の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○内藤委員長 この際、佐藤洋之助君外二名より、本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨弁明を許します。佐藤洋之助君。

○佐藤(洋)委員 私は、ただいま議決されました電波法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出し、あわせてその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

今回の改正措置によつて、一部の無線従事者資格については、無試験免許の道が開かれることとなるが、無線従事者國家試験のあり方については、なお検討の余地があると認められるので、政府が全資格にわたつて試験の合理化につき考究するよう要望する。

右決議する。

以上でございします。

この附帯決議案は、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案にかかるものでありまして、その趣旨は、今回の改正案によつて、一部の無線従事者資格につき無試験免許の道が開かれることとなるのに関連して、政府当局に対し、無線従事者國家試験のあり方について考慮を促さうとするのであります。

申すまでもなく、無線従事者國家試験は、無線局の業務運行を確保するため、各資格別に定められた範囲の無線設備の操作に必要な知識、技能の証明を求めようとするものでありまして、そのあり方としては、当然無線局の業務の実態に即することを第一義とすべきであります。かかる意味合いよりして、國家試験の現状は、最近における無線設備の進歩や無線局の業務の変化等に照らし、その内容、方法等においてなお検討の余地を残していると思われるのでありまして、当局が法案審査の動向等をも勘案して、従事者資格のすべてにわたつて試験の合理化につき考究するよう要望しようというわけでありまして、簡単にございしますが、これをもつて説明を終わります。何とぞ全会一致をもつて御賛成くださいますようお願いいたします。

○内藤委員長 これにて趣旨弁明は終わりました。

採決いたします。

佐藤洋之助君外二名提出の動議のとおり、本案に附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

この際、徳安郵政大臣より、ただいまの附帯決議に対する所見を求めます。徳安郵政大臣。

○徳安国務大臣 ただいまの附帯決議に対しましては、本案審議の過程におきまして、政府の所信はしばしば表明いたしておりますが、なお附帯決議もございしますので、この決議の御趣旨に沿ひまして十分善処いたしたいと考えております。

○内藤委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成等については、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内藤委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会